

平成 26 年 6 月 6 日

各 位

仙台市青葉区一番町二丁目 1 番 1 号
株式会社 仙 台 銀 行

「NISA で投信キャンペーン！」の実施について

株式会社仙台銀行（本店 仙台市 頭取 鈴木 隆）では、平成 26 年 6 月 9 日（月）より、NISA（少額投資非課税制度）口座を開設されるお客さま、および NISA 口座で投資信託定時定額購入サービス『てまいらず』をご契約されるお客さまを対象とする「NISA で投信キャンペーン！」を実施しますのでお知らせいたします。

当行は、今後ともお客さまの資産運用ニーズにお応えしてまいります。

記

1. 内容

- (1) キャンペーン期間中に、当行で NISA 口座の開設をお申込みいただいた個人のお客さまに、特典として「住民票の無料取得代行」または「QUO カード 500 円分プレゼント」をいたします。

特典①	「住民票の無料取得代行」 または 「QUO カード 500 円分プレゼント」
------------	--

- (2) キャンペーン期間中に、NISA 口座で投資信託定時定額購入サービス『てまいらず』を新たにお申込みしていただいた個人のお客さまに、「QUO カード 500 円分プレゼント」をいたします。

特典②	「QUO カード 500 円分プレゼント」
------------	------------------------------

※複数件お申込みいただいた場合でも、特典は 1 回とさせていただきます。

- (3) 実施期間

平成 26 年 6 月 9 日（月）～平成 26 年 9 月 30 日（火）

詳細につきましては、別添パンフレットをご覧ください。

以 上

本件に関する問合せ先 推進部窓販営業課 <small>うちやま ふるきわ</small> 内山・古澤 電話番号 022-225-8955
--

ニーサ

(少額投資非課税制度)口座の開設は仙台銀行で

NISAで投信キャンペーン!

取扱期間

平成26年6月9日(月)～平成26年9月30日(火)

通常の場合：住民票の写しと取得に伴う手数料(300～400円)が必要となります。

仙台銀行でNISA口座をお申込の場合…

※ お手続き方法は裏面をご覧ください。

特典1

「NISA口座開設届出書」
「住民票の取得にかかる委任状」の記入だけでOK!!

仙台銀行がお客さまに代わり
**住民票を無料で
取得いたします!!**

もしくは

お客さまご自身で住民票を
取得される場合は
**QUOカード500円
をプレゼント!!**

●取得した住民票はNISA口座の開設手続きにのみ使用いたします。万が一当行でNISA口座が開設できない場合でも代行取得した住民票等はお返しできませんので、ご了承ください。●住民票の取得は当行が業務委託した株式会社アグレックスが行います。●一部地域におきましては、委任状をご提出いただいた場合でも、役所により住民票の提出を拒まれる場合があります。その際にはお客さまに住民票をご用意いただく必要があります。●平成25年1月1日以降に異なる市区町村間で転居された方は、住民票の「除票」を取得させていただきます。その際には、運転免許証等の本人確認書類が必要となります。

●他金融機関でのお申込やキャンセルなどにより当行で口座開設できなかった場合は対象外となります。
●発送は、税務署での口座開設の確認後となります。(平成26年12月以降を予定)
●平成26年11月までに口座開設となったお客さまが対象となります。

+ さらに

特典2

NISA口座で『てまいらず 投資信託定時定額
購入サービス』をお申込された方へ
QUOカード500円をプレゼント!!

●平成26年11月までに「てまいらず」で実際にご購入いただいたお客さまが対象となります。
●平成26年1月6日～3月31日まで実施した「はじめよう!NISAキャンペーン」でQUOカードプレゼントの対象となったお客さまは対象外となります。
●「てまいらず(投資信託定時定額購入サービス)」の詳細については、別紙パンフレットをご覧ください。
●発送は、平成26年12月以降を予定しております。

★上記キャンペーンの内容は予告なく変更、継続、取扱いを中止することがありますので、予めご了承ください。

お問い合わせは仙台銀行の窓口またはフリーダイヤルへ

仙台銀行
ハロー資産プラザ



0120-8643-39

お問合せ時間/午前9時～午後6時(土・日・祝日を除きます)
仙台銀行ホームページ/ <http://www.sendaibank.co.jp>

商号等：株式会社仙台銀行 登録金融機関：東北財務局長(登金)第16号 加入協会：日本証券業協会

(H26.6.9現在)

お申込手続きについて

▶ 当行の住民票取得代行サービスをご選択された場合



口座開設申込

「非課税適用確認書交付申請書
兼非課税口座開設届出書」※
+
「委任状」※

お近くの当行店舗にご提出



▶ お客さまご自身で住民票を取得する場合



口座開設申込

「非課税適用確認書交付申請書
兼非課税口座開設届出書」※
+
「住民票」

お近くの当行店舗にご提出



※当行窓口に準備しております。

◆ 口座開設にあたってご確認いただきたいこと

- ①株式投資信託・上場株式の譲渡所得・配当所得が非課税。(当行では株式投資信託が対象となります)
- ②複数の金融機関でNISA口座を開設することができません。(1人1口座(1金融機関)のみの開設)
- ③NISA口座内で1度売却すると、その売却分の非課税投資枠の再利用はできません。
- ④NISA口座での損失は税務上ないものとされ、他の所得との損益通算ができません。
- ⑤1年間の投資額は100万円が上限であり、投資額が100万円に満たない場合、残りの非課税枠を翌年以降に繰り越すことはできません。
- ⑥投資信託における分配金のうち特別分配金(元本の取り崩し)はそもそも課税の対象ではなく、NISA口座のメリットを受けられません。

<投資信託のご注意事項>

【全般的事項】

- 投資信託は預金商品ではなく、当行は元本・分配金を保証しておりません。
- 当行でご購入いただいた投資信託は、預金保険および投資者保護基金の対象ではありません。
- 投資した資産の減少を含むリスクは、投資信託のご購入者に帰属します。
- 投資信託の設定・運用は投資信託委託会社(運用会社)が行い、信託財産は受託銀行で分別管理されます。
- 投資信託のお取引に関して、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。

【投資信託のリスク】

- 投資信託の主なリスクには、金利変動リスク・為替変動リスク・信用リスク・流動性リスク・カントリーリスク・株価変動リスク等があります。また、一部の投資信託には、信託期間中に中途換金ができないものや、換金可能日時があらかじめ制限されているものなどがあります。詳細は当該ファンドの投資信託説明書(交付目論見書)をよくお読みください。

【投資信託に関する費用】

- 投資信託には、購入・募集または換金時などに手数料がかかるものや、信託財産留保額が控除されるものがあります。なお、信託報酬などの諸費用は、信託財産から支払われます。
- 投資信託に関する費用等は次のとおりとなります。
<お申込手数料>基準価額に対して最大3.24%(税込) <信託報酬>純資産総額に対して最大年率2.16%(税込)
<信託財産留保額>基準価額に対して最大0.50%
<その他費用等>監査費用・組入有価証券の売買の際に発生する手数料等がございます。
なお、お客さまにご負担いただく費用等の合計額については、お申込金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。詳細は当該ファンドの投資信託説明書(交付目論見書)をよくお読みください。

- 投資信託の購入を検討する際は、必ず最新の契約締結前交付書面(投資信託説明書(交付目論見書)および目論見書補完書面(投資信託))をよくお読みになり商品内容を確認のうえ、ご自身でご購入の判断をしてください。なお、契約締結前交付書面は、当行の本支店の店頭にご用意しております。(東京支店を除く全営業店にてお取扱いいたします。)
- 投資信託の普通分配金と売買益については、復興特別所得税を付加した20.315%の税金が差し引かれます。